

確定申告の準備をしましょう

関税務課町民税係 ☎028(677)6013

2月16日(火)～3月15日(月)は確定申告期間です

芳賀町

確定申告相談会

会場 芳賀町役場2階大会議室

期間 2月16日(火)

～3月15日(月)の平日

時間

午前の部 8時30分～11時00分
午後の部 13時00分～16時00分

◆受付延長 2月25日(木)、3月4日(木)

19時00分まで

2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25 受付延長 19:00 まで受付	26	27	28

3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 受付延長 19:00 まで受付	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※■色付きの部分が相談会実施日です。

新型コロナウイルス感染拡大防止！ 事前準備の徹底をお願いします

事前にご準備いただく書類(医療費控除明細書・事業所得の収支内訳書等)に不備があった場合、待合の順番を前後させていただくか、一度お帰りいただく場合がありますので、ご了承ください。

医療費控除明細については国税庁のHPに、事業収支内訳書については町ホームページに様式を掲載していますので、事前の作成にご活用ください。

なお、事業収支内訳書(農業)は該当者宛てに11月に郵送しましたが、届いていない人は町民税係(☎028(677)6013)にご連絡ください。



町確定申告ページ

申告が必要な人

- 給与所得がある人の場合
 - ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える人(税務署での申告が必要)
 - ・ 給与の年末調整がされていない人
 - ・ 年末調整された給与以外の所得金額が20万円を超える人
- 公的年金の所得がある人の場合
 - ・ 公的年金の収入金額が400万円を超える人
 - ・ 公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円を超える人
- 右記以外の所得がある人
 - ・ 農業、営業などの事業所得がある人
 - ・ 地代、家賃などの不動産所得がある人など
- 確定申告をすれば税金が戻る場合がある人
 - ・ 医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(第1回目は税務署で)等を受けることができない人
 - ・ 給与所得者で年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人
- 令和3年度の所得証明書等を申請する人
- 国民健康保険税等の低所得者軽減措置を受ける人

申告に必要なもの

- マイナンバーが確認できるもの
- 本人が確認できるもの



- 印鑑
- 利用者識別番号の記載されたはがきまたは通知書(税務署からのおしらせ)
- 口座番号等がわかるもの(所得税の還付を受ける場合)
- 所得を証明する書類
 - ・ 給与、年金等の源泉徴収票
 - ・ 事業所得、不動産所得の収支内訳書

社会保険料(国民年金保険料)控除を受ける場合は控除証明書が必要です

- 所得控除を受けるための書類
 - ・ 国民年金保険料の控除証明書
 - ・ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
 - ・ 医療費の明細書
 - ・ 医療費のお知らせ
 - ・ 高額療養費の支給決定通知書(ある場合)
 - ・ 寄附金の受領証

日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の詳細や再発行については、「ねんきん加入者ダイヤル」にお問い合わせください。

受付時間

月～金曜日 8時30分～19時00分
第2土曜日 9時30分～16時00分

※土・日・祝、1月1日～3日は除く

(ただし第2土曜日は受付)

ねんきん加入者(国民年金)ダイヤル/
一般の固定電話・携帯電話から

IP電話などから
☎0570(003)0004
☎03(6630)2525